

長野県宝の指定について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり長野県宝に指定するものとする。

記

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名
松田家斎館	1 棟	千曲市大字八幡 字森下 3033 番地 23	千曲市大字八幡 3033 番地 松田孝弘

25 文審第 2 号
平成 26 年（2014 年）1 月 27 日

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会
会長 井原 今朝男



長野県宝の指定について（答申）

下記の文化財について、長野県宝の指定をすることが適当である旨答申します。

記

長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名
松田家斎館	1 棟	千曲市大字八幡 字森下 3033 番地 23	千曲市大字八幡 3033 番地 松田孝弘

長野県宝等候補物件調査票

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 種 別 | 建造物 |
| 2 名 称 | 松田家齋館 1棟 |
| 3 所在地 | 千曲市大字八幡字森下3033番地23 |
| 4 所有者の住所及び名称 | 長野県千曲市大字八幡3033番地 松田孝弘 |
| 5 管理者の住所及び名称 | 同 上 |

6 現 状

(1) 沿 革

千曲市八幡にある武水別神社たけみずわけじんじやは、北信有数の大社である。周辺地域は平安時代後期以降、石清水八幡宮いわしみずはちまんぐう（京都府八幡市）の荘園で、この神社は荘園の鎮守として八幡宮を勧請したものと伝える。中世以降は武士の崇敬が厚く、近世には神官松田家と別当神宮寺べつとうじんぐうじによって運営されてきた。松田家は、近世初頭からその神官をつとめた家である。そのため松田家には、近世の神社経営に関する貴重な資料が多数保存されている。

敷地は、間口51間（約93メートル）、奥行き40間（約73メートル）の規模で、側面・背面の三方に土塁を築いている。また、近代までは周囲に堀が巡らされていた。このような屋敷の構えは、中世の居館を前身としているものと推定される。明治前期に敷地の東南隅は八幡村役場として提供され、堀の一部は昭和中期以降の道路拡幅等によって埋められてしまったものの、これ以外はほぼ近世の形状を保っている。なお、敷地は武水別神社神主松田家館跡として、平成18年（2006年）4月20日に県の史跡に指定されている。

屋敷の正面に表門、表門の北側に長屋門があり、屋敷の中央に主屋（平成16年（2004年）11月22日県宝指定）が配置されている。屋敷の東北隅には隠居屋があり、西北隅には御霊屋おたまや、西南隅には氏神がある。そして、表門をくぐると、正面に齋館がある。この他にも、土蔵や味噌蔵等の近世の建造物群がまとまって残っており、主要な建物配置は、江戸時代後期から変わっていない。

弘化4年（1847年）の善光寺大地震のときに傾き、たて起こしたと伝えられているが、寛政3年古図（1791年）には現在の齋館とは異なる建物が描かれていることから、大地震で傾いて起こされた建物は、弘化4年（1847年）をさかのぼる寛政3年（1791年）以降に建設されていたと考えられる。

現存する齋館は、後述するように、文久元年（1861年）に「再造」されたものである。

(2) 構造形式

現存する齋館は、間口7間、奥行3間半の寄棟造、しきだいげんかん 棧瓦葺きの建物で、正面に式台玄関

を突き出し、周囲に下屋を付けている。間取りは、式台玄関を上ると、表側に奥行1間の入側^{いりがわ}があり、その正面と左側に十畳の座敷が二間続きに設けられており、右側に六畳二間が前後に配置されている。十畳二間のうち左側の座敷の奥には、神殿が設けられている。現存する齋館は、県宝に指定されている松田家住宅主屋に接続されており、神官職が行う宗教儀礼と密接に関わっている建造物である。

(3) 建築年代

松田家齋館の建築年代については、平成25年(2013年)9月6日の調査時に小屋裏でその存在が確認された2点の棟札が有力な新たな史料である。ともに文久元年(1861年)と記している。入口の近くにある棟札に「奉仕再造館松田御家御玄関」との文言があり、入口からやや奥に入ったところにある棟札に「玄関再造」との文言がある。この2点から、文久元年(1861年)という建築年代が明らかになった。くわえて、「玄関」と呼ばれていたという点、ならびに、「再造」と位置づけられた建築工事を経てきたという点を、現存する齋館に即して確かめることができた。

まず、「玄関」と呼ばれていた点は、現存する齋館が式台をもっている点からみて、その特徴を表現していると判断することができる。さらに、文久元年(1861年)以前の建物も「玄関」と称される特徴を有していたと考えられる。この点は、「再造」と位置づけられていた点と連動する。つまり、文久元年(1861年)の工事に先立って、「玄関」と了解される建物が先行して存在していて、それが「再造」されたと考えられる。

ここで問題になるのは、この「再造」が、先行してたっていたと想定される建物の全面的な建て替えか否か、全面的な建て替えでなければ、どの部分が残された上でどの部分が付加されたのか、といった点である。

9月6日の調査時に、屋根裏にある束などに番付を示す墨書が確認されていたので、11月19日に齋館の小屋裏調査をふたたび行い、墨書による番付を個々に把握した。この番付は、梁行方向に「い、ろ、は、・・・ぬ」、桁行方向に「一、二、三、・・・九」を配列して、「に五」といった組み合わせで座標軸を格子状に表すものであった。柱や束などが直交する座標軸の交点になり、それを平面の上にあらわすと、格子状の点にならぶ。直交する座標軸に格子状の点を配列する表し方は番付に共通するが、個々の点につける番号の表し方は様々である。横軸と縦軸の組み合わせで個々の点を番号で表すこの種の番付は組み合わせ番付とよばれることもある。

墨書で確認された番号のうち、齋館の南側にあたる「ろ二」から「へ二」までで成る東西軸から、式台のある玄関の北側にあたる「ろ九」から「ぬ九」までで成る東西軸まで、齋館の上座から式台のある玄関まで全体としてL字形をなす一体の格子状の座標が確認された。「ろ九」から「ぬ九」までで成る東西軸よりも北側にあたる部分では墨書による番号が確認されなかった。

現在の齋館は、全体として、式台のある部分を東側に突出させた丁字形をなす^{しゅもく}檣木の形をなしている。この檣木の北側に墨書による番号が確認されなかったものの、小屋組を支える架構という点から検討した結果、丁字形をなす檣木の形を一体的に構築したことがわかった。また、柱梁といった軸部の架構全体を確認した結果、古材を転用

した痕跡も見当たらなかった。

番付から見て、齋館の南から式台の北側までのL字形をなす部分が一体であることがわかり、小屋組を支える架構から見て、丁字形をなす齋館の全体が一体的であることがわかった。さらに古材を転用した痕跡が見あたらない点をくわえて考察した結果、現存する齋館は一体的な架構をなして構築されていたことが明らかになった。現存する齋館は、「再造」のときに全面的な建て替えがなされたと考えられる。

(4) 建物の変遷

棟札に「再造」とあるように、文久元年（1861年）に先行して、「玄関」と称されていた建物が存在していたと判断することができる。再造前の建物の存在を指し示すのが、松田家の屋敷構えを描いた寛政3年古図（1789年）である。この絵図は、現在、齋館のたつ位置に建物を描いているものの、現状とはやや異なる形と規模を示している。

吉澤（1997年）『更埴市歴史的建造物 建築史資料調査報告書』で考察された「建築年代について」に、寛政3年古図（1789年）と比較検討結果が記されている。

「Ⅰ 寛政3年以前の建物」、「Ⅱ 寛政3年から幕末の建物」、「Ⅲ 明治の建物」の3期に分け、齋館を、「Ⅱ 寛政3年から幕末の建物」に属するとしている。また、「この建物は、弘化4年（1847年）の善光寺大地震のときに傾き、それを起こしたと伝えられており、建築年代は19世紀前期と考えられる」と推定されている。「寛政古図と主屋について」には、「古図の主屋中央から南に延びている部分は現在の齋館にあたる部分と考えられる。規模は現在の半分くらいであったことがわかる。」としており、齋館の位置と規模に関して寛政古図に即した考察がある。

平成25年の2度の小屋裏調査（9月6日、11月19日）を経て、現存する松田家齋館が、文久元年（1861年）に一体的に「再造」されたものであったという点が明らかになったので、これまでの調査と対比しつつ新たな知見を以下に述べる。

寛政3年古図（1789年）に描かれた「古図の主屋中央から南に延びている部分」は、「弘化4年（1847年）の善光寺大地震のときに傾き、それを起こした」と考えられる。その位置と規模は、寛政3年古図（1789年）が描く通りであったと考えられる。また、「主屋中央から南に延びた部分」が「玄関」と称されていたと考えられる。文久元年（1861年）の「再造」は、主屋から南に延びていた「玄関」に相当する部分を取り壊した上で、規模が拡大された建物を新たに一体的にたてる工事であったといえる。この結果、主屋に付随していた「玄関」が、より充実したより独立した空間をもち、齋館と呼ばれ、現存する齋館へと発展的に変容したと考えることができる。

7 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

長野県宝の指定基準（7）建造物

（ウ）歴史上重要なもの、（オ）学術上重要なもの

(2) 指定理由

松田家齋館は、近世近代移行期を考察する上での一側面を提供する頗る貴重な建築

遺構である。齋館は、主屋から南に延びていた玄関で営まれてきた神事が、文久元年（1861年）にいたって、主屋とつながりながら、規模の拡大された姿で、より独立した建築空間を獲得していった歴史を如実に表す建築遺構として貴重である。とりわけ、主屋に付随した「玄関」から齋館へという発展的変容を見て取れる建築遺構は県内にはここにしか遺存していない。

松田家齋館は、現在、千曲市指定有形文化財（建造物）になっているように、すでに一定の建築的価値が評価されている。主屋が県宝に指定されており、屋敷構えの全体が松田家居館跡として県史跡に指定されている。齋館は、空間の全体構成から見て欠くことのできない重要な建造物であるとともに、祭事をいとなむ上で欠くことのできない重要な建築空間であり、県内唯一の建築遺構である。このたび、文久元年（1861年）という建築年代と一体的な「再造」が新たに明らかになった。松田家齋館は、長野県宝である価値を十分に有していると判断することができる。

8 調査者氏名 土本 俊 和

9 調査表作成年月日 平成 25年 12月 12日

現地調査：平成 25年 7月 18日 全体把握、ヒアリング
平成 25年 9月 6日 小屋裏調査、棟札発見
平成 25年 11月 19日 小屋裏調査、番付確認

参考資料・文献

参考資料（別添）

松田家住宅齋館 1階平面図（『平成 20年度 松田家資料保存整備事業 齋館等実測調査』より一部加工、信州大学土本研究室）

松田家住宅齋館小屋伏図（信州大学土本研究室作成）

松田家住宅棟札 2点（信州大学土本研究室作成）

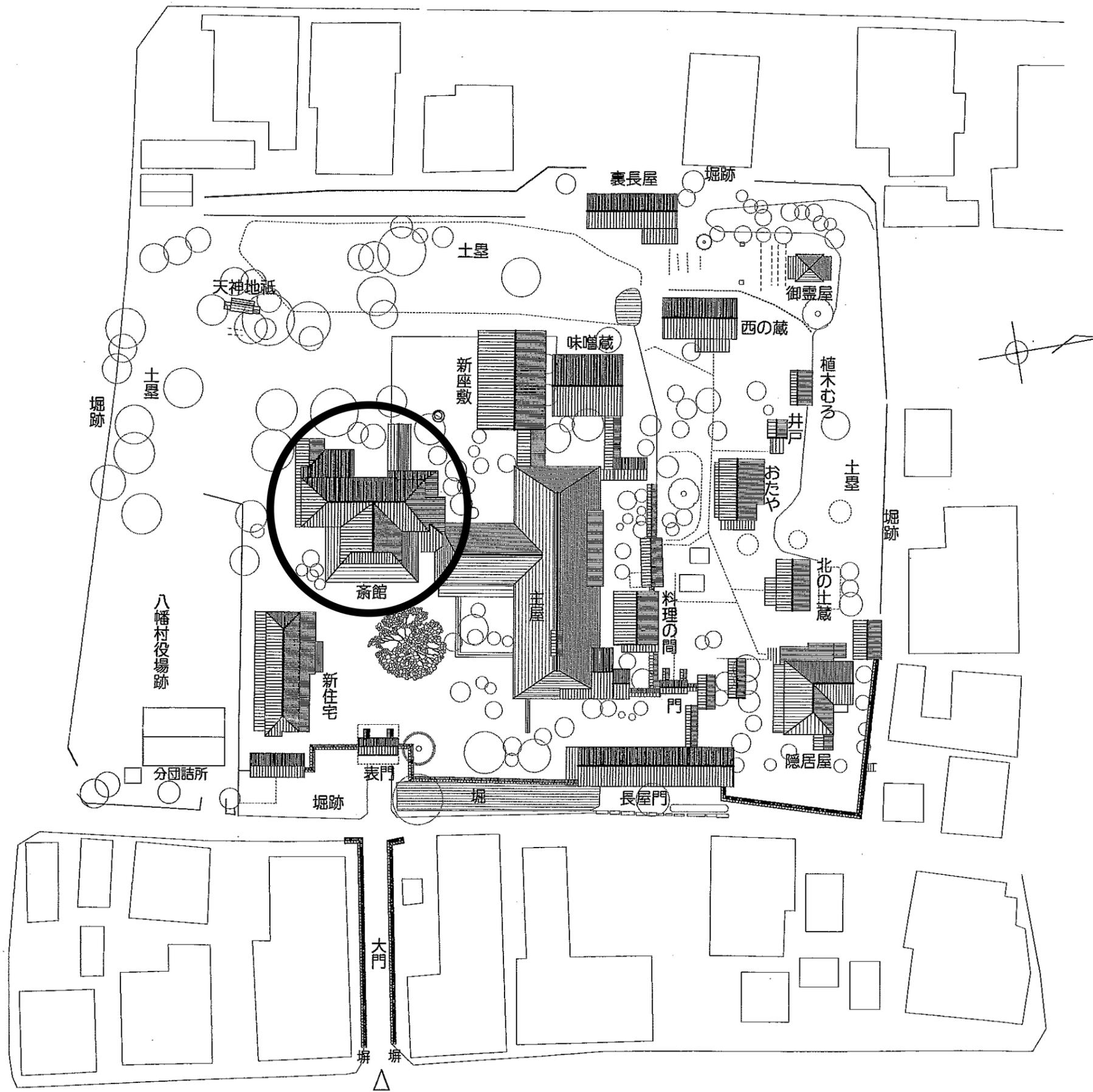
参考文献

吉澤政己『更埴市歴史的建造物 建築史資料調査報告書（武水別神社神官 松田家住宅）』信濃建築史研究室、1997年

林遼・後藤治・和田勝・吉澤政己「長野県千曲市武水別神社神主松田家住宅について」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』pp. 47-48、2007年

千曲市・宮本忠長建築設計事務所『平成 20年度 松田家資料保存整備事業 齋館等実測調査』千曲市教育委員会、2008年

千曲市教育委員会 生涯学習文化課文化財係編集『長野県千曲市武水別神社大頭祭民俗文化財調査報告書』（千曲市教育委員会、2010年）



0 50m

タイトル		武水別神社神官松田家住宅建築史資料調査		更埴市八幡3, 033
図面名称		配置図	縮尺	1 : 500
調査年月日		961023	図面番号	/
			信濃建築史研究室	

まつだ けさいかん
松田家齋館（千曲市）



正面



正面十畳間



畳廊下



仲秋祭（9月14日）の神楽の奉納



大頭祭（12月10日～15日）の出立神事

【棟札 A】

文久改元歲在辛酉種八日吉辰

○幸賜

手置帆員命
比古左知命

玄關再造 松田大内藏允橘朝臣直艱

目代 坪井啓左衛門

齋藤嘉金太

木工

龜藏
榮藏



【棟札 B】

文久元辛酉年

松田大内藏橘直養君
松田大學橘直行君 御代

○奉仕再造館松田御家御玄關

七月吉祥日

掛り

坪井啓左衛門
齋藤嘉金太

木工

鳶

杣

大五郎
大作

幸治郎
与作

榮藏
龜藏

